

特定生産緑地（清瀬市）の解除

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 6 第 1 項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき準用される第 10 条の 2 第 4 項の規定により、次のように公示する。

地区番号	位 置	解除をする 特定生産緑地の面積	公示日
11	清瀬市下宿三丁目地内	約 340 m ²	令和 5 年 12 月 8 日
49	清瀬市旭が丘五丁目地内	約 1,020 m ²	
57	清瀬市下宿一丁目地内	約 3,280 m ²	
68	清瀬市旭が丘一丁目地内	約 1,100 m ²	
81	清瀬市中里五丁目地内	約 780 m ²	
83	清瀬市中里五丁目地内	約 700 m ²	
94	清瀬市下清戸五丁目地内	約 6,800 m ²	
107	清瀬市野塩一丁目地内	約 280 m ²	
124	清瀬市中里二丁目地内	約 60 m ²	
126	清瀬市中里二丁目地内	約 190 m ²	
129	清瀬市中里三丁目地内	約 1,760 m ²	
145	清瀬市中里三丁目地内	約 1,310 m ²	
156	清瀬市野塩三丁目地内	約 1,050 m ²	
168	清瀬市中里一丁目地内	約 1,010 m ²	
190	清瀬市上清戸二丁目地内	約 120 m ²	
227	清瀬市中清戸一丁目地内	約 1,200 m ²	
235	清瀬市中清戸一丁目地内	約 330 m ²	
236	清瀬市中清戸一丁目地内	約 1,400 m ²	

(様式第 14 号)

243	清瀬市中清戸三丁目地内	約 760 m ²	令和 5 年 12 月 8 日
249	清瀬市中清戸三丁目地内	約 500 m ²	
314	清瀬市中清戸四丁目地内	約 250 m ²	
合 計		約 24, 240 m ²	

「区域は解除図表示のとおり」